

小売店における商慣習見直し取組促進事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条及び小売店における商慣習見直し取組み促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条の規定に基づき、小売店における商慣習見直し取組み促進事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 応募事業の要件等

1 対象となる事業

商慣習見直し宣言事業者のうち小売業者が取り組む食品ロス・食品廃棄物削減につながる商品の売り切りに係る取組みとする。ただし、売り切りに係る取組みを実施する場合に限り、以下の取組みも含めるものとする。

- (1) 県が実施する食品ロス・食品廃棄物削減運動PR活動への協力
- (2) 食品ロス・食品廃棄物の削減に関する情報の提供
- (3) その他食品ロス・食品廃棄物の削減を推進する活動

2 応募事業の要件

次の要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 別に国、県及び他の地方公共団体等から補助または委託を受けない事業であること
- (2) 政治活動または宗教活動を目的とした事業でないこと
- (3) すでに実施している事業でないこと（既存の事業に新規性を加えた企画・事業内容である場合を除く）
- (4) その内容に商慣習見直し宣言事業者であることや県の事業である旨のPRを含むこと

3 応募者の資格

次の要件をすべて満たす企業または個人事業主（以下「企業等」という。）であること

- (1) 食品ロス・食品廃棄物の削減の趣旨に賛同するものであること
- (2) 自ら企画した事業を実施可能な企業等であること
- (3) 実施事業の内容、企業等の名称の公表に意義がないこと
- (4) 申請日までに富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議事務局に対して「商慣習見直し宣言事業者」の登録を申請し、その認定を受けていること。

第3 応募方法等

1 提出書類

応募に際し、団体等が提出する書類は、次のとおりとする。

項目	様式	部数	提出期限
補助金交付申請書 事業計画書 収支予算書	交付要綱に定める様式第1号 交付要綱に定める様式第2号 交付要綱に定める様式第3号	1部	事業を実施する年度の うち別に定める日とする。

2 提出先及び提出方法

富山県農林水産部農産食品課へ郵送または持参により提出すること。

第4 応募事業の採択等

1 審査基準

以下に掲げる項目の視点から、予算の範囲内において採択を決定する。

項目	内容
目標・効果	・商品の売り切りの促進とともに、食品ロス等削減の効果が期待できること
創造性	・新たなアイデアや先進的な取り組みが含まれていること ・商品の販売に対するイメージアップが図られること
実現性	・事業目的が明確であり的確に課題を捉えていること ・実現可能な方法、計画、予算で企画されていること ・事業計画に具体性があること
協働性	・消費者に対する働きかけや啓発が見込めること

2 審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募のあった団体等に通知するとともに、採択された事業の概要について、県のホームページ等で公表するものとする。

第5 事業の確認及び指導

知事は、必要に応じて、応募事業の実施状況の確認及び指導を求めるとし、団体等は、指導があった場合は、それに従わなければならない。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。